

## 【会議記録－平成30年11月28日－201811286－6－議会改革検討会議】

1 開催日時 平成30年11月28日（水）11時20分～15時00分（休憩11時35分～14時40分）

2 開催場所 議会中会議室

3 出席者

(1) 出席議員（出席者数：委員10人のうち10人出席）

座長 嶋村ただし

委員 加藤元弥、渡辺紀之、川崎修平、松本清、赤野たかし、渡辺ひとし、  
さとう知一、楠梨恵子、君嶋ちか子

(2) 議会局出席者

局長 和泉雅幸、副局長兼総務課長 谷川純一、

管理担当課長兼総務課副課長 小野関浩人、経理課長 小泉純一、

参事兼議事課長 霜尾克彦、政策調査課長 田中一郎

4 議事

委員会傍聴の取扱いについて

5 会議記録

（嶋村座長）

ただいまから、議会改革検討会議を開会いたします。

本日の議題は、「委員会傍聴の取扱いについて」であります。

協議に入る前に、前回の当会議において、自民党から、類似県を中心に、参考となるような都道府県議会の傍聴の取扱いについて、特に、秩序保持の運用状況の調査の依頼がありましたので、本職より、議会局に調査を指示し、その結果について、お手元の資料のとおり、取りまとめられましたので、議会局に説明させます。

※議会局資料説明（参事兼議事課長）

（嶋村座長）

ただいま説明がありましたが、何かあればどうぞ。

よろしいですか。

内容については、また改めて見ていただきたいと思います。

次に、ただいまの報告も踏まえまして、「委員会傍聴の取扱い」について、ご協議をいただくわけですが、効率的に検討を行うために、本職において、予め検討すべき項目案の資料を調製させましたので、議会局に説明させます。

※議会局資料説明（参事兼議事課長）

（嶋村座長）

ただいまの説明について、何かありましたらどうぞ。

よろしいですか。

それでは、これにつきましては、ただいま説明のありました項目以外でも検討すべき項目があるかも含めまして、各党派お持ち帰りの上、ご検討をいただきたいと思います。

本日の議案説明会終了後に改めてお集まりをいただきまして、ご協議願いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、議会改革検討会議を一旦休憩いたします。

（ 休 憩 ）

( 再 開 )

(嶋村座長)

ただいまから、議会改革検討会議を再開いたします。

委員会傍聴の取扱いについて、ご協議いただきたいと思います。

先ほどお持ち帰りいただきました「委員会傍聴に係る検討すべき項目案」について、その他の検討項目も含めまして、ご意見等ございましたらご発言をいただきたいと思います。

(加藤委員)

午前中の当会議において、座長より提示されました「委員会傍聴に係る検討すべき項目案」について、我が会派として検討した結果を申し上げます。

まず、委員会許可については、傍聴の許可制をなくしてはいかがかと考えます。

次に、傍聴受付時間等についてですが、現在、午前、午後と傍聴申出の受付時間を設けておりますが、基本的には傍聴の定員に達するまで、随時、受け付ける取扱いがよいと考えます。

次に、傍聴申出書についてですが、秩序保持のため、従来どおり、住所・氏名を記入していただくこととし、傍聴する委員会を変更する場合は、改めて申し出ていただく取扱いがよいと考えます。

その他の項目については、現行のとおりでよいと考えます。以上です。

(赤野委員)

私どもも、傍聴の許可制をなくすことについては同様に賛同でございます。

ただ、やはり受付については、きちんと氏名、住所、こういったものは徴しておくべきである、こういったことが会派の意見として出されましたのでご報告させていただきます。以上です。

(渡辺(ひ)委員)

公明党としましては、委員会許可については、現状ではなくて、自民党が言われたように、自由にされた方がいいのではないかとこのように思います。

傍聴時間等についても自民党と同様であります。

次に、傍聴の申出については、現状、氏名、住所、こういったものの記載となっておりますが、これはこれでやりながら、氏名、住所を確認できる免許証等のしっかりしたものでチェックをしたうえで、書類作成に臨んでいただきたい、というのがいいのではないかとこの意見がでました。

併せて、安全確保という意味で、これはどこまでやれるかは検討ということですが、簡易な荷物チェックで危険物の持込等がないような形でのチェックは入れたほうがいいのではないかとこの意見が出ました。

あと、定員については、現状の16人、これを許容するわけですが、傍聴人数があふれた場合、くじ引きでやっておりますけれども、こういう方々についてもどのような形でのフォローができるか。

例えば、他県でやるようなモニター室に準拠したような形の検討も必要ではないかと、このような意見が出ています。

また、傍聴席ですが、現状、記者の後ろに一行という形となっております。物理的な問題もあると思いますが、傍聴者の入室の問題とセキュリティの問題、特に、今の構造だと、委員会の馬蹄形の中でやった時に、傍聴側の席の委員が、様々な資料だとか

PCを活用しているものが、目視できるような配置になっている、ということについても併せて検討ができる範囲で検討すべきではないか、という意見がありました。

最後に、保安員の配置についても、現状、配置されていることについてはこのままで結構ということですが、運用上の問題で、例えば、5階の議会局で手続きをして上がってくるわけですけれども、その時にもう少し保安員の方々に警戒心を持ちながらゲートキーパーとしての役割が果たせるような対応をしていただきたい、という要望が出ておりますので、ご配慮いただきたいと思います。以上です。

#### (さとう(知)委員)

国民民主党です。先ほど我が団におきましても持ち帰りまして、委員会傍聴に係る取扱いについて検討しました結果、委員会許可につきましては、先ほど来もご発言があるとおりの、自由度を高める方向でいいのではないかと考えております。

また、傍聴受付時間等につきましても同様に、定員に至るまで、自由度を高めて、幅広い方々に傍聴していただけるようにしていくべきではないかと考えています。

傍聴申出書につきましては、現状どおり、やはり住所、氏名をきちんと記載したうえで取扱い、申請をしていただきたいということであります。

定員につきましても16人定員ということでありまして、先ほども他会派からありましたが、モニター対応も考えられるのではないかなと思っておりますけれども、ただ、部屋のことであるとか、人数等々につきましてもありますので、こちらについてもきちんと考えていかなければならないと思っております。以上です。

#### (楠委員)

県政会からは、委員会傍聴に係る取扱いについて、まず、インターネット中継がスタートしたということで、そもそも傍聴自体許可しなくていいのではないかと、そういったような意見もあったのですが、ただ、現行をどうするかという話の中で、まず、委員会許可については現状維持でお願いしたいという話がありました。

受付時間に関しては、定員に達していない委員会が多いことから、時間帯については柔軟に受付を行っていただき、受付をしてまた許可を取るという、そういった形でお願いしたいという意見が出ました。

その他につきましては、現行どおりということをお願いできればと思います。

以上です。

#### (君嶋委員)

共産党としましては、まず、1つ目の委員会許可につきましては、許可制を廃止して、原則公開にしたいと思います。

2つ目の傍聴受付時間等につきましては、傍聴は随時受け付け、もし、人数的にどうしてもあふれるということがあれば、先着順ということでやってはいかかかと思っております。

それから、3つ目の傍聴申出書につきましては、なくてもいいのではという意見もありましたが、必要とする場合でも、住所を書かずに委員会と氏名だけで足りるのではないかとということです。

4つ目の傍聴定員及び配置につきましては、できるだけ多くの配置を工夫していただきたいということです。

それから、5つ目の傍聴人の入退室につきましては、静かにしていれば出入りは自由とにはいかかかかと思っております。

保安員につきましては現行どおりです。

この項目以外の意見もありましたので今言ってもよろしいですか。

(嶋村座長)

どうぞ。

(君嶋委員)

1つ目は、傍聴者の資料の持ち帰りを自由にしてほしいということ。

それから、2つ目には、現在の8階の傍聴者控室ですけれども、もう少し整備してはいかかかということ。

それから、3つ目に、傍聴者にも水分の補給を十分に行えるようにしてほしい、持込を工夫してほしいということですね。

それから、次に、ロビーに大きなモニターで委員会の運営等を見れるような状態にしてはどうかということ。

ただし、8つ委員会がある場合はなかなか大変かもしれませんが、現行では、可能な範囲で、です。

あと、これは傍聴だけに限らないので、また別でも結構ですけれども、傍聴者も含めて、請願や陳情は口頭の陳述を行うと思いますが、それとセットで、請願陳情の審査と採決を行えないかと。

請願陳情を出した方をあまり待たせないという意味で、その時間帯を早い方に持ってこれないか、ということが一つ。以上です。

(嶋村座長)

私の方から少し確認ですが、県政会は、委員会許可は現状どおりということですが、現状どおりだとすると、冒頭に許可を取ると、2番目の傍聴受付時間も現状どおりならわかるのですが、受付がいつでもOKということになると、委員会中に許可を取ることになると思うのですが。

(楠委員)

補足させていただきます。

各委員会、途中で休憩を挟むと思うのですが、その間に傍聴希望でいらっしゃった方を、再開前に諮っていただいた上で入室を許可していただきたいという、そういったところでの時間帯を柔軟にというところでもあります。

(嶋村座長)

そうすると、今の定例的な委員会の進行では、午前中は10時30分に始まりますので、それまでに来た方、午後は1時までに来た方、あとは3時前後に休憩が入るので、それ前に来た方という、そういう解釈ですか。

(楠委員)

はい、そうです。

(嶋村座長)

はい、それでは、ただいま、さまざまなお発言をいただいたところでございますけれども、委員会傍聴の取扱いについて、傍聴以外のお考えもいくつかあったかと思いますが、本職において、各会派のお考えを整理した上で、次回、改めてご協議いただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

(嶋村座長)

はい、それでは、以上で本日の日程は終了いたします。

次回の議会改革検討会議につきましては、12月5日水曜日、代表質問3日目の11時30分から開催したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、議会改革検討会議を閉会いたします。ご苦勞様でした。

以 上